

バス運行業務委託の債務不履行に係る和解について

中島・豊英線バス運行業務委託の不適切な運行による債務不履行について、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 債務不履行の状況

- (1) 運 行 状 況 平成 30 年度に締結した中島・豊英線バスの運行に係る業務委託契約において、鈴木病院前行きの一部の便で、途中で運行を中断し、回送していた。また、同路線の運行において、運転手が出勤せず、栗倉発上り始発便及び鈴木病院前発の下り始発便で、欠便が生じた。
- (2) 発 生 日 平成 30 年 9 月 1 日及び 6 日並びに平成 31 年 3 月 3 日
- (3) 発 生 件 数 4 件
- (4) 未運行距離 21.68 km

- 2 和解の相手方 千葉県君津市中野五丁目 2 番 9 号  
丸増商事株式会社  
代表取締役 栗原政夫

3 和解の内容

- (1) 相手方が市に対して支払う損害賠償金は、金 1,620,000 円とする。
- (2) 相手方は、債務不履行による損害賠償金を、和解の成立後 2 週間以内に市に支払う。
- (3) 市及び相手方は、本件に関し、和解の内容に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、今後、一切異議、請求の申立てを行わない。

令和元年 8 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子